

## 五所川原市認知症フォーラム実施要綱

### (名称)

第1条 本事業は、「五所川原市認知症フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

### (目的)

第2条 フォーラムは、五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の理念に基づき、認知症の人が希望と生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すことを目的とする。また、市民、関係機関、地域組織、事業者が相互に連携し、認知症に関する正しい理解の普及啓発、早期の相談および支援につなげるための情報共有、支え合う地域づくりの推進を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第3条 フォーラムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 認知症に関する講演会、シンポジウム等の開催
- (2) 認知症に関する相談会、体験型企画の実施
- (3) 普及啓発を目的とした展示およびブース出展
- (4) その他、市長が必要と認める事業の実施

### (実施主体および事務局)

第4条 フォーラムは、五所川原市が主催して実施する。

- 2 フォーラムの事務局は、五所川原市福祉部介護福祉課に置く。

### (実行委員会)

第5条 フォーラムを円滑に運営するため、五所川原市認知症フォーラム実行委員会(以下「実行委員会」という。)を開催する。

- 2 実行委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - イ 市職員(福祉部介護福祉課長ほか関係職員)
  - ロ 第6条に規定する共催団体
  - ハ その他、市長が必要と認める者
- 3 実行委員長は、実行委員の過半数の承認を得て選任する。

### (協力団体の区分)

第6条 フォーラムの実施にあたり、次に掲げる協力団体を置くことができる。

- (1) 共催団体：フォーラムの趣旨に賛同し、企画段階から参画し、運営に主体的に関与する団体とする。
- (2) 後援団体：フォーラムの趣旨に賛同し、名義後援および広報協力等により普及啓発を支援する団体とする。

### (共催団体の役割)

第7条 共催団体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 実行委員会への出席および意見提出
- (2) 当日の運営協力(受付、展示、進行補助等)
- (3) 必要に応じたブース出展またはステージイベントへの協力

(後援団体の取扱い)

第8条 後援団体は、原則として当日の運営協力およびブース出展は行わないものとする。

(ブース出展の管理)

第9条 ブース出展等は、実行委員会が別に定める「五所川原市認知症フォーラムブース出展要領」に基づき実施する。出展数は会場の収容能力に基づき上限を設けることができ、共催団体を優先する。

(個人情報の取扱いおよび記録)

第10条 フォーラムの実施にあたり取得した個人情報は、本事業の目的の範囲内で適切に取り扱うものとする。

2 広報および事業記録のため、写真および動画の撮影を行う場合は、事前に参加者に周知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市担当課において協議の上、判断するものとする。

附則

この要綱は、令和8年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。